

(第一類 第十号)

衆議院第二十六回国会運輸委員會議

昭和三十二年五月十三日(月曜日)

午前十一時一分開講

出席委員

委員長 淵上房太貞君  
理事木村 俊夫君 理事松山 義雄君

理事山本 友一君 理事井岡

理事松尾トシ子君

有田喜一君  
伊藤佐伯

原 健三郎君

小山亮若  
山口丈太郎君  
中居

出席政府委員

運輸政務次官  
運輸事務官  
栗澤  
福永

(海運局長) 委員外の出席者

議員 木村

(運輸事務官  
海運局内航課長) 小田

運輸事務官(海運)  
定期船課長 中野

局運輸事務官(海運  
局調整部長)辻

明治文庫  
専門員志録

第八回

委員森本靖君辭任につき、

として上林與市郎君が議長委員に選任された。

卷之三

畠山鶴吉君が理事に補欠當

月十一日

南予線高川、川津間に国鉄

才等に関する請願(井谷正吉)

第一類第十号

運輸委員会議録第二十八号

昭和三十二年五月十三日

<p>直江津、越後湯沢間に鉄道敷設促進に関する陳情書(東京都千代田区紀尾井町一石坂豊一外八十四名)(第九二二号)</p> <p>駿田、小浜間に鉄道敷設促進に関する陳情書(京都府議会議長蒲田熊次)(第九七三号)</p> <p>直方、博多より山口間の国鉄自動車運行に関する陳情書(福岡県議会議長小林喜利)(第九七四号)</p> <p>汽船の煤煙による被害者補償等に関する陳情書(和歌山県西牟婁郡日置川町長森田清一外二名)(第九七五号)</p> <p>第五北川丸遭難者遺族の国家補償に関する陳情書(堺市西湊町一の七三第五北川丸堺市遭難者対策委員長北村楠之進)(第一〇二〇号)</p> <p>道路運送法の一部改正に関する陳情書(熊本市花畠町八八熊本県中小企業等協同組合中央会長茂見補之)(第一〇二三号)</p> <p>山陽本線電化促進に関する陳情書(神戸市議会議長小西良平外十九名)(第一〇二六号)</p> <p>四国循環鉄道早期実現に関する陳情書(愛媛県議会議長白石春樹)(第一〇二七号)</p> <p>牟岐、後免間鉄道敷設促進に関する陳情書(愛媛県議会議長白石春樹)(第一〇一八号)</p> <p>を本委員会に参考送付された。</p> <p>本日の会議に付した案件</p> <p>理事の互選</p>	<p>参考人出頭要求に関する件 小委員会設置に関する件</p> <p>小型船海運組合法案(木村俊夫君外二名提出、衆法第二九号)</p> <p>○漏上委員長 ただいまより運輸委員会を開会いたします。</p> <p>この際理事の補欠選任についてお説りいたします。理事畠上鶴吉君が去る四月二十七日委員を辞任せられまして、理事が一名欠員となつておりますので、この際その補欠選任をいたしました。理存じますが、その選任の方法及び手続を委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○漏上委員長 御異議ございませんので、それでは畠山鶴吉君を理事に指名いたします。</p> <p>○漏上委員長 なお統いてお諮りいたします。本委員会に付託されました請願は、本日までに百一二十二件であります。なお締め切られておりませんので付託になるかと存じますが、この際請願審査小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○漏上委員長 それではさよう決定いたします。</p> <p>なお小委員の数、小委員、小委員長の選任につきましては委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。</p>
---	--

(六三七)

○渕上委員長 小型船海運組合法案（木村俊夫君外二名提出、衆法第二十九号）を議題として質疑を許します。質疑の通告があります。これを許します。山口丈太郎君。

るわけですが、運輸省はこれら  
の弊害排除についてどういう所信を  
持つておるか、その点をお伺いした

○**栗澤政府委員**　たゞいまお話をのうに、現実の事態は、回漕業が相当木船、機帆船界におきましては実力を持つてゐるのであります。従いましてたゞいまお話をのように、回漕業者がこの組合に入りまして相当大きな力を持つて送業者に運航させている、こういう実態になつております。従いましてたゞいまお話をのうに、回漕業者がこの組合に入りまして相当大きな力を持つて、いうことも考えられるのでござります。これは現実の事態としてただいまそういう実態を現わしているということとでございまして、今日この組合にこういう実際の力を持つております回漕業者を含ませないということとは、むしろこの組合の成立もしくは円滑な運用に支障を来たすというようなことを考えられまして、先日もいろいろ御討議がございましたように、当初におきましては回漕業者をやはりこの組合に入れて、一緒に木船海運界の安定をはかるということが一番現実に即したものであるということで、本組合法においても回漕業者を取り入れるという方法をとられたよう伺つておりますが、ただ現実問題といたしまして実態はそうでございますが、この組合法を見ますと、実際の回漕業者の数は御承知の通りあまり多くないのでございまして、この組合の運用に当りますて、ごらんの通り選挙権あるいは投票権はおのれの一票ずつということになつております。

ますから、数の上から申しますと、これは形式的でございますが、運航業者の方がヴォートを圧倒的に多数持つてゐるということが言えるのでござります。従いましてこの組合の運用といふものが、実際本法の所期いたしましたように行われますならば、ある程度そういう点につきましては排除されると、いうことが考えられると思います。なほしさいに内容を検討いたしますと、調整規程の中にも、回漕料あるいは運賃というようなものがおのおのやはり引きめられるというような格好になつて参りまして、その場合には政府もこれを認可いたすわけでござりますので、そういう場合には十分回漕料あるいは運賃の関係というものを検討いたしまして、不當に運賃が押さえられるというようなことのないようにもちろん心がけるつもりであります。なお組合の運営につきましても、そういう点は当初より相当指摘を受けておりますので、運輸省といたしましては現実に即して十分注意してやつて参りたいと考えております。なお個々に申し上げますと、組合によりまして回漕業者が非常に熱心に組合を作りたがっている地区、あるいは運航業者も相當目ざめまして、自主的に組合の設立を考えておる地区もありまして、各組合によつて実態も若干變つてくるかと思います。それぞれの組合の実態に即しまして、御指摘のような弊害のないように、私どもは十分注意し、政府側の監督官庁においても十分注意いたすようにいたしたいと考えております。

の抱いておる意思表示の場を与える。こういうことは組合の発展のためにも、あるいは海上運送秩序の維持のためにも必要であることはわかりました。しかしこの法によりますと、加入の条件を満たしているとしたしましても、強制的な加入ではなくて、任意加入の方針をとるということになりますと、荷主業者と運送の実際に当つておる小型船運送者との数の問題では、圧倒的な勢力が小型船所有者にある。組合に加入しない多数の小型船業者が、あって、荷主の少数の回漕業者があるということになる。逆に考えますと、少數の回漕業者が多数業者を巧妙にやつつて、運送運賃の低減化をはかって、いくといふことになりますと、これはかえって危険な状態を招来しないか、こういう点を危惧するわけであります。今の回漕業者の実態を見ますと、自主的に回漕業を営んでおるものと、大きな荷主会社が、従業員の定年になつた者、あるいは重役ではみ出された者、こういうような人々を糾合して、いわば荷扱いのトンネル会社的な回漕店を多く持つております。そしてこれらの回漕店は多数の小型船業者をあやつりまして、ボス的なものとして存在し、かつこの会社を通じないと、その大きな荷主会社の荷物が運べない、言いかえますと、これらの回漕業者の御意向をそこねては、多数の小型船業者はその荷を扱わしてもらえないを入れるということになりますと、たとい多数の業者が集まつて、数の上においては問題ないといたしまして

も、回漕業者の威圧のために実際には自由な発言もできない結果を招来し、その結果、事志と反するような結果に陥りはしないかということを憂えるわけです。こういう点につきましては、私はよほどの指導力を持つて、この組合育成のため行政指導を行わなければ、危険であるというふうに感ずるわけであります。これらについて政府は確信を持っているかどうか、もう一度その点を明確にしていただきたいと思います。

う点に十分注意をいたしまして、調整規程の内容を検討し、差しつかえのないように修正を加えた上で認可をする所であります。なお先ほども申し上げました、総会あるいはその他におきましては、議決権等行使するのに、独自の判断で自由にこれを行使するということは、現実の事態にかんがみますと、かなりむずかしいかと考えるのであります。と申しますのは、そういう回漕業者に牛耳られているというお言葉がございまして、その回漕業者から相当もらつて仕事をいたしているわけでありまして、経済的に相当の関係がございまして、荷物をその回漕業者にある程度ついていって、仕事をいたしているわけでありまして、経済的に代理権は十人以上はいけないという考え方も、外からそういう一つのワクをはめまして、だんだん自分たちの自主的な意識を回復していくおきましたが、それでも代理権は十人以上はいきません。もちろん私どもの行政指導に当ります。もちろん私どもの行政指導に当ります。ましても、そういう点を本法の精神から考えて、指導なり、監督なりをいたしていきたい、こういうふうに考えております。

るにこの陸上交通の料金をめぐりまして、実は運輸省の指導調整は全く行われず、極端に言えば、業者相互間が無政府状態のような状態を現出いたしまして、料金のダンピング競争を行なつたことも御承知だらうと思うのであります。今また四月二十八日付の読売新聞を見ますと、ある会社が海上運賃等の認可料金を守らずに、これはダンピングではなくて、逆に倍あるいはそれ以上の不当な料金を取つて旅客の運送をいたしておつた。このために業者間で非常な波紋を起しまして、ついに会社相互間で告発するという全くの泥試合の事態を惹起いたしておりますが、運輸省はこういう実事を持て余さないかどうか、一つそういう点を承わりたい。こういうようなことは、今申されるような調整規程を発動してこの組合の行政指導に当ると言われますけれども、どうも私は今のこののような事実をもつてみましても、その措置なるものがどこまで信頼していいのか、全くその信頼性を疑わざるを得ないと思うのであります。一体陸運に限らず海運に限らず、今日の輸送秩序を守るためにどういう決心を持って臨まれておるのか。私はこの点が不可解でなりませんからお尋ねしておきます。

**○中野説明員** それは新聞にも出たようであります、熱海—初島—伊東の航路の問題につきましては、二十九年の十月に申請がございまして、本省といたしましては三十年三月一日に認可いたしてございます。三月一日以前にいたしてございます。三月一日以前にいたしております。

**○山口(丈)委員** 私は別に特定会社を

さしてどうこうという考えは持ちませんけれども、最近の運輸行政全般をまして、全くこれらの不正業者は傍観ではなく、運送の競争を行なつたことを御承知だらうと思うのであります。今また四月二十八日付の読売新聞において、威儀と言えば昔に返るような言葉になるかもしませんが、しかも自らこの行政に当られる官庁が、このよう監督官庁の存在をも無視する一連の運輸行政に対する行政指導において、威儀と言えば昔に返るようなことを放言せしめ、しかもそのままに実行せしめて、何らその適正性をも追及し得ないような官庁であれば、私は官庁の存在すら疑わざるを得ない。実に遺憾千万に思ふわけですが、この意のままに実行せしめ、何らその適正性をも追及し得ないような官庁であるところによると、伊豆の伊東—初島—熱海間におきます航路に従事している会社は、駿豆鉄道の船舶部だといふこととあります。これが今申しますよろしくお聞きましては、これ

らについても勧告あるいは警告等の処置をとられたということは聞いております。しかしそれが官庁の責任を免れるところの形式的のものであって、その警告もしくは勧告なるものが何らの権威も伴わないものであり、それによつてそのような非が認められないというものでありますならば、これまた官庁の存在なるものも私は無意味であると考える。そのような形式的なもので監督官庁の責任を免ることはできないと思うのであります。それからに付いてどういう処置をとられておるのか、その詳細を一つ御答弁願いたいと思うのであります。

故を起すもの、あるいは運賃の公示料金があるにもかかわらず、港湾運送におけるましてもダンピングを行なつて業界の秩序を攪乱するもの、あるいは不正当弱小業者を圧迫して、大資力によるものと/orするもの、実に今日の運輸全体にわたりまする秩序は、正視し得ざるものがあると言つても過言ではないと思ふのであります。こういう際に当りますして、この法律が施行せられて、今申しまするようく述べた場合に、今日の運輸省はトンネル会社がこの組合の中に入つて、大きくにらみをきかすといふようなことがあつた場合に、今日の運輸省の行政指導をもつていたしましては、はなはだ憂慮せられる点が多いのであります。よほどの決意をもつてこの法の精神にのつとて、正当なる運営をせられなければならぬと思ひまするがゆえに、私はあえてこの質問をいたしておるのであります。



交渉並びに団体協約を結ぶためには、常に使用する従業員の待遇諸条件を考慮に入れるべきで、これが無秩序のまま放置されるということは、近代産業への発展を放棄したものと申しても過言でありません。かかる觀点から第八条にこの一項を挿入すべきであると考える次第であります。さらに団体交渉であります。従って海運業界においても、そのことは十分想像し得るのでありますから、正当な理由のない限りその義務を履行せしめるよう規定して、国民経済の健全な発展に寄与せしめようとするものであります。最後に、その他の条項は中小企業団体の組織に関する法律案及び環境衛生關係商業の運営の適正化に関する法律案との均衡をはかるため、関係条文を整理し、もつて本法実施の万全を期したいと存じ、私の修正意見といたします。皆さんの御賛同を得たいと存じます。

○淵上委員長　ただいまの修正案に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○淵上委員長　質疑はないようでありますから、質疑はこれにて終了いたしました。

これより修正案並びに原案を一括して議題とし、討論に付したいと存じますが、通告がありませんので、直ちに採決いたします。

最初にただいま提出されました修正案を採決いたします。本修正案を可決いたすに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ので、可決することに決定いたしました。  
続いて修正部分を除く原案について  
採決いたします。修正部分を除く原案  
を可決いたしますに御異議ございません  
か。

る行政指導を行うこと。

○ 濱上委員長 なおこの際お詰りいたしました。第五北川丸の沈没事件につき、委員会としても審議の参考に資するため、参考人を招致して実情、意見等を聴取いたしたいと存じますが、御

か  
大企業林立の傾向にあることは、  
その発展歴から容易に想像し得るの  
であります。従つて海運業界において  
も、そのことは十分想像し得るのであ  
りますから、正当な理由のない限りそ  
の義務を履行せしめるよう規定し  
て、国民経済の健全な発展に寄与せし  
めようとするものであります。最後  
に、その他の条項は中小企業団体の組  
織に関する法律案及び環境衛生關係官  
署の監督の趣旨に則り去まること

○永山委員 この際ただいま修正議決されました小型船海運組合法案に対しまして、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のとき付幣決議を提出いたします。

この際案文を朗読することにより、その趣旨説明にかかることといたします。

おおたらしい修正議決されました本案の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○淵上委員長 それではさよう決定いたしました。

福永政務次官から發言を求められておりますので、これを許します。福永  
政務次官。

○福永政府委員 この際政府といたし  
まして一言ございさつをいたします。

○渾上委員長 「異議ございませんか。」「異議なし」と呼ぶ者あり

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渾上委員長 それではさよう決定いたしました。なおその日時、人選につきましては委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渾上委員長 それではさよう決定いたしまして、後日理事会に諮つて決定することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

○渕上委員長 ただいまの修正案に対し質疑はございませんか。

すること。  
二、本法の実施に伴い、木船運送法

でおりまして、その組織力の強化による経営の安定が国民経済上要望されておりましたがたゞいま修正議決となりました小型船舶運組合法案は、これら

すが、通告がありませんので、直ちに  
採決いたします。

最初にただいま提出されました修正案を採決いたします。本修正案を可決いたすに御異議ございませんか。

○渕上泰貞長 御異議がございません

昭和三十二年五月十五日印刷

昭和三十二年五月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局